

文 教 厚 生 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成26年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成26年3月11日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

文教厚生委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成26年3月11日 火曜日
開 会 午後1時32分
散 会 午後4時19分

場 所

第2委員会室

議 題

- 1 乙第35号議案 沖縄県立高等学校等の授業等の徴収に関する条例の一部を改正する条例
- 2 乙第36号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 3 乙第37号議案 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 4 乙第38号議案 沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 5 本委員会の所管事務に係る予算事項の調査に係る審査日程について（追加議題）

出席委員

委員 長	呉 屋	宏 君
副委員 長	狩 俣	信 子 さん
委 員	又 吉	清 義 君
委 員	島 袋	大 君
委 員	照 屋	守 之 君

委員	新田宜明君
委員	赤嶺昇君
委員	糸洲朝則君
委員	西銘純恵さん
委員	比嘉京子さん
委員	嶺井光君

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

教	育	長	諸見里	明君									
教	育	支	援	課	長	識	名	敦君					
学	校	人	事	課	長	山	城	秀	史	君			
生	涯	学	習	振	興	課	長	蔵	根	美	智	子	さん

○呉屋宏委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

乙第35号議案から乙第38号議案までの4件を議題といたします。

本日の説明員として、教育長の出席を求めております。

まず初めに、乙第35号議案沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 それでは、教育委員会所管の議案について御説明いたします。

まず初めに、乙第35号議案沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条

例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、公立高等学校に係る授業料の不徴収制度が廃止されることに伴い、沖縄県立高等学校において授業料及び受講料を徴収するための規定を整備する等の必要があることから、条例を改正するものであります。

条例を改正することで授業料等を徴収する規定となりますが、これまで私立高校生に適用されていた高等学校等就学支援金制度が公立高等学校においても来年度の入学生から適用されることとなり、所得制限は設けますが、実質、授業料の無償化は継続されることとなります。

なお、条例の施行期日は平成26年4月1日からとしており、在校生につきましては現行の不徴収制度を継続します。

以上が概要説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第35号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 ただいまの議案にお尋ねします。高等学校等就学支援金制度ということですが、国の制度で高等学校授業料が無償になったと思っていれば、それがまた変えられるということですが、この制度の変遷の経緯をお尋ねします。

○諸見里明教育長 現行の不徴収制度ですが、これは平成22年度から実施しておりましたが、公立高等学校授業料の不徴収制度を見直して、来年度から所得制限を導入した高等学校等就学支援金制度に係る改正法案が昨年12月に成立いたしました。これを受けて、現行の公立高等学校の授業料無償化制度を適用した沖縄県立高等学校授業料等の徴収に関する条例を一部改正するという経緯になっております。

○西銘純恵委員 たしか政権交代で授業料が無償になったのが平成22年度だと思うのですが、そのときに高等学校教育の無償化が世論となって、そういう措置をしたと。けれども自民党政権に回帰して、また授業料徴収の部分が

入ってくるということだと思っておりますが、今世界で一OECDでもいいのですが、授業料が有料になっているのは日本とあと一、二カ国しかないのではないかと思いますので、それはどうでしょうか。今お答えできますか。

○識名敦教育支援課長 OECDの調査によると、その2カ国だけが有償かどうかということではないのですが、日本とマダガスカルですか、そこが条件が悪いということは承知しております。

○西銘純恵委員 何カ国ということもわかりますか。OECD何カ国中、今の2カ国ということとは。

○識名敦教育支援課長 定かではありませんが、恐らくOECDは三十何カ国だったと思うのですけれども、そのうち資料がある国の28カ国か29カ国ぐらいのうち、この2カ国が条件が悪いということだったと思います。

○西銘純恵委員 やはり日本の教育制度という一予算も含めてある意味では進んだ国と見られているけれども、教育の分野でこんなにもおくられているということがまだ改善されていない。それが大もとにあって、今回は無償化ではなくて見直しということで、制度としては高校生が新年度4月に授業料を納めなくていいということになったのでしょうか。具体的に説明をお願いできませんか。

○識名敦教育支援課長 先ほど教育長からもありましたけれども、具体的には市町村民税所得割額の30万4200円で線を引いて、それ以上の世帯からは授業料を徴収すると。当然現金で授業料を徴収することになりますけれども、それ未満の世帯については就学支援金を支給しますので、徴収した授業料と相殺という形で実際には現金の出入りはなしで、実質的に免除することになります。無償化していくということですよ。

○西銘純恵委員 今の無償がそのまま一所得区分でおっしゃったのですが、その対象となる新年度の高校生の数は大方何名、それ以外については相殺されるとおっしゃったのですが、どういうやり方になるのか、何名いるのかお願いします。

○識名敦教育支援課長 まず、具体的には、市町村民税所得割額が30万4200円未満かどうかという確認をします。申請主義ですので、大体それ以下になるだ

ろうという生徒は申請書と一緒に税金が確認できる書類を学校に提出します。それを学校経由で我々教育委員会で審査をして決定すると。新入生の見込みを今回1万5600名程度と見込んでいますけれども、恐らくそのうち1万4300名が支援金を受け取る対象になると。いわゆる不徴収が継続される対象になるということで、この世帯については現金の出入りはありません。ただし、30万4200円を確実に超えているだろうと思われる世帯については授業料を納めることになりまして、この数を約1300名と見込んでおります。

○西銘純恵委員 所得というのは前年度所得ですか。当年度、4月以降の所得になるのか。例えばその年に一国民健康保険制度もそうですけれども、前年度の所得に対して課税されるために、実際は今失業していても前年度の所得に対する高額な保険料の徴収があって払えないということが出ているのです。この高等学校授業料についても、所得というのは前年度ということでみなすのか、それとも4月以降所得に変動があった、所得が落ちたということに的確に対応して不徴収にすることがその年度ですぐできる制度なのか。どうなっていますか。

○識名敦教育支援課長 4月、5月分の授業料については、現在市町村民税を確認できる一番新しい書類が平成24年1月から12月までの証明ですので、4月、5月についてはその年のものをとります。平成24年1月から12月までの額です。6月以降については前年度の課税証明書をとって確認することになります。

答弁を訂正いたします。4月から6月までが平成24年です。7月から翌年の3月までが平成25年ということです。

○西銘純恵委員 そうしますと、平成25年度は所得があったけれども、それが減収したとか、そういうことがあったとしても、翌年3月までの授業料が徴収されているものは変更がないということでしょうか。

○識名敦教育支援課長 仮に市町村民税所得割額が30万4200円—これは年収にしておおむね910万円以上になりますけれども、その世帯が失職とかリストラとかを受けた場合に、その時点で授業料の減免制度を適用しまして、授業料を納めなくても済むような形で制度設計をしていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 今、国の制度としてそれはないけれども、やはり今おっしゃったことは、県として減免ができる方法をとりたいということでよろしいので

しょうか。

○識名敦教育支援課長 国の制度でいえば、このように県が授業料を納める世帯に対して免除するといった場合に、その授業料月額9900円の2分の1は国庫で補助しますという制度が国にあります。それを活用して、県もそのような形で免除していきたいということでございます。

○西銘純恵委員 そういう当年度減収については、実質的に無償でできるということによろしいのでしょうか。

○識名敦教育支援課長 910万円以上だった世帯の年収が何らかの事情で大幅に落ちた場合には、授業料を納めなくても済むような形でやっていきたいと考えております。

○西銘純恵委員 今の件は、やはり平成24年度の年収と一ことしの春闘は大手企業が少し賃上げすることも出してはいるのですけれども、結構非正規雇用がふえている状況で、年収は大体減っているのではないかととても危惧するのです。だから、現年度の減収についてはきちんと減免制度があるということで、入学者に対してもきちんと周知することが大事ではないのかと。1300人という皆さんが授業料徴収の対象になっているということですから、それはぜひやっていただきたいと思います。周知についてはどのようにやる予定でしょうか。

○識名敦教育支援課長 去る11月に国会でこの制度改正案が可決されたのですが、それを受けて12月初めに文部科学省からその制度に関するリーフレットが届きまして、去年の12月4日ですけれども、まずそれを市町村の教育委員会を通して中学校3年生の全世帯に配付しております。さらに、2月には文部科学省独自で、全国の中学校3年生のいる世帯にもう少し詳しいQアンドAなどをつけたリーフレットを配付しております。あと、3月13日に高等学校の合格発表があつて、その際に学校から各合格者にいろいろな入学時に必要な提出書類を手渡しするのですが、その中に案内を入れて周知すると。さらには、オリエンテーションでも周知して、間違いがないように、遺漏がないように図っていききたいと考えております。

○西銘純恵委員 しっかりやっていただきたいのですが、対象となっている1300人が授業料を支払うとすれば、年間総額幾らの見込みですか。

○識名敦教育支援課長 1人当たり年間11万8800円です。総額で1億4600万円を見込んでおります。

○西銘純恵委員 本当にわずか二、三年間でこれだけの金額、高校生は1年生から3年生までいますから、本当は約4億円を超える無償化の高校生がいたと思うのです。それがやはり1億4000万円を徴収されるということは、高校生を持っている親御さんには大変だと思うのです。そういう意味では、授業料の無償化については一度経験させていますから、県教育庁としても無償化に持っていく一沖縄県の子供を育てる環境はとても厳しいし、ましてや910万円年収とおっしゃったけれども、家庭環境はみんな違うわけです。例えば病気を持っている誰かがいるとか、親御さんとかそういうことがあるわけだから、単純に年収だけを見て年間11万8800円を徴収されるということは、実態として厳しいだろうと思いますので、多分無償化に向けて全国高等学校長協会などで要請しているのではないかと思うのですが、そこら辺についてはどうですか。

○諸見里明教育長 授業料の無償化をこれまでやってきたわけですが、私はそれなりに意義があったと思っています。今の件に関しましては、やはり低所得、失業率が高くて、非正規雇用率の高い本県ですので、ぜひいろいろな機会を通して発信していきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 先ほど減免制度の話が出たのですが、減免の基準を教えてください。

○識名敦教育支援課長 現在行っている減免制度は、例えば生活保護世帯の同一世帯内にある者だとか、著しく生活が困難である者ということでやっていますけれども、それに加えて先ほど申し上げましたとおり、910万円以上年収があった世帯について、所得が激減した場合にそれも減免を行おうと考えております。

○赤嶺昇委員 生活保護世帯はわかるのですが、910万円を下回ればその時点で減免対象になるということですか。

○識名敦教育支援課長 現在の制度が変わりますと、910万円未満の世帯については支援金を支給して、実質無償化になるわけです。910万円以上からは取ると。その910万円以上の世帯が910万円未満になった場合は支援金を受けることができないものですから、そこは授業料を免除して、納めなくても済むような形でやっていくということです。

○赤嶺昇委員 そうすると、それは今後あり得ると思うのです。910万円から下がったときに、要するにこの世帯が証明すればできると。これはどのように判断するのですか。

○識名敦教育支援課長 前年度の所得は証明書ではできないと思うのですが、これを証明できるような、例えば失職であるとか、そういったことを—これは新しい制度なので今からやっていくのですけれども、実質的に証明できるような書類はそんなに数多くないと思いますので、証明できるような書類をもらってやっていきたいと考えております。

○赤嶺昇委員 わかりました。では、減免制度を活用した場合は県の負担も出ますよね。これはどうなるのですか。いわゆる途中から下がったということで、この減免制度を適用したときに県負担分が出ますよね。その後、国との調整はどうなるのですか。

○識名敦教育支援課長 先ほども少し説明したのですけれども、例えば月額9900円を納めることになるのですが、県がそれを免除した場合は9900円が入らなくなりますので、県が一般財源から負担することになりますけれども、9900円の半額は国からの補助を受けると。残りの半額は県で負担をします。これは所得がない中で生徒に負担させるのか、それとも県が910万円未満ということで免除するのかという判断ですので、沖縄県としては、やはり910万円未満の生徒なので実質無償化にしていきたいということです。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
又吉清義委員。

○又吉清義委員 この高校授業料実質無償化というものは、要するに今までは全部無料であって、なおかつ所得による区分がなかったものを、例えば公立で

あれ私学であれ、910万円以上の所得のある方はまず授業料を払ってもらうという制度ですよね。それから確認したいと思います。

○識名敦教育支援課長 これは910万円という収入で申し上げておりますけれども、具体的には、市町村民税所得割額が30万4200円以上の世帯については公立学校、県立学校の授業料を徴収すると。私立学校については、いろいろな所得の段階で就学支援金を支給する金額が少し違うものですから、一律には幾らとは申し上げられませんけれども、今、私どもが説明しているのは、県立学校について説明を申し上げます。

○又吉清義委員 それともう一つ、この所得に応じて一例えば私学の場合の就学支援金はなかったものを新たに設けたのですか。そしてまた、例えば公立高等学校の奨学のための給付金事業もこれまでなかったものを設けたのか、もともとあるものをそのまま継続しているのか。この2点についてはどのような現状になっていますか。

○識名敦教育支援課長 私学の就学支援金、これは平成22年度から継続してやっております。給付型の奨学金、給付金については平成26年度から新しく設ける制度でございます。

○又吉清義委員 給付型も平成26年度から新たに出てくるけれども、この無償化制度の見直しをすることによって、私学の生徒は、例えば年収250万円未満の方は今よりも少し倍に支援金をお支払いしますということなのか。また、公立学校においても、例えば生活保護世帯のような方々への奨学のための給付金事業を新たに設けてやる制度なのか。その2点と、今までそれに属さない方、910万円以下の方は、生活保護世帯でなければ現状どおり無償化をそのまま維持していくという3点について確認したいのですが。

○識名敦教育支援課長 まず、私学に対する就学支援金ですが、これは平成22年度から実施しております。平成26年度からはこれを拡充していこうということで、例えば年収250万円未満の世帯については、今まで年額23万7600円を支給していたものを平成26年度からは29万7000円、2倍から2.5倍にしましょうということで、4段階に分けて拡充していこうということがございます。ですから、私学については現在の制度を拡充していくということです。

県立学校については、平成22年度から平成25年度までは所得の関係なしに授

業料は不徴収、無償でございました。それを平成26年度から収入で分けて、おおよそ910万円以上からは授業料を徴収しましょうと。910万円未満の世帯については就学支援金の月額9900円を支給して、実質相殺することで授業料を納めなくてもいいということを継続しましょうと。先ほど委員がおっしゃっていた給付金は平成26年度から新たに創設される事業で、これは低所得世帯—市町村民税非課税世帯ですけれども、おおよそ年収でいえば250万円未満の世帯については生活保護世帯、生活保護世帯以外で第1子、第2子以降ということで分けて、1子当たり年額3万2300円から12万9700円を世帯に支援していこうという制度です。

○又吉清義委員 最後に確認です。確かに910万円の年収、そして市町村民税所得割額ですか、30万4200円以上の約1300名については、高額所得という表現が適当かどうかわかりませんが授業料をいただくのだけれども、残りの困っている方には就学支援金があり、給付金事業も新たにつけて、やる制度だと理解してよろしいのですね。

○識名敦教育支援課長 おっしゃるとおりです。就学支援金を支給することによって授業料無償化を継続しつつ、低所得、おおよそ250万円未満の世帯については給付金を支給しようということでございます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
糸洲朝則委員。

○糸洲朝則委員 高等学校の授業料無償化の見直しで今の改正条例案になっているわけですが、1点だけ教えてください。いわゆる910万円未満という線が引かれました。したがって、その線未満の方が実質無償化になるわけで、県内92.7%の生徒と推計で出ておりますが、私はこれはかなり高い数字だと思っているのです。しからは、これが他府県あるいは全国平均と数字的にどうなのかというデータがあれば教えてください。

○識名敦教育支援課長 県内で授業料を徴収する世帯が7.3%という数字がありますけれども、全国は約22%が授業料を徴収する世帯。差し引きすると78%が就学支援金を支給して無償化を継続する世帯だと。文部科学省の調査でそういう推計がなされております。

○糸洲朝則委員 全国平均が22%、こちらが7.3%でかなり開きがありますね。やはり県民所得が7割、あるいはそれ前後ということを裏づけていることになるわけで、しかし、先ほどの質疑にも出ていたように、やはり高校生までは授業料無償化ということの一つの目標としてやっていきたいと思に至ります。93%に近い方が対象になっているわけですから、沖縄県としては無償化にかなり近い線には来ているということでもいいですね。以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 これは平成22年から無償化スタートということで聞いていますけれども、非常にいいことだと思っています。県内の平均所得が低い中で、そういう無償化が進んでいることはいいことだと思うのですが、気になるのが平成22年から平成24年までの高等学校退学者率。これだけ無償になっているのに、退学した数はどうなっていますか。

○諸見里明教育長 手持ちの資料がないので、ふえているかどうかはわかりません。不登校は多いですけども、退学者はそんなに変化がなかったのではないかと考えております。

○島袋大委員 私が聞きたかったのは、無償で授業が受けられるのは感謝の気持ちでいっぱいのはずです。子供たちがこれだけ育っていく、沖縄の将来、日本の将来を担っていく子供たちが無償化ということで走って行って、数字的にふえていることはないと言っていますけれども、退学者がふえていたらおかしな話です。理由はあるかもしれないけれども、今まで過去の議会答弁を聞いていても、生活が非常に苦しいから学校をやめたという理由が議会の答弁でありました。それで無償化にするべきだと求めてきて、平成22年にスタートしてきました。その中でやめている数が多いとすれば、それでも生活が苦しいという理由なのか、あるいは学校がおもしろくないからやめるのか。これは根本的に親の問題や学校現場の問題といろいろ出てくると思うので、無償化の始まったところからのデータをきちんと踏まえないと、成果が出ているのであればいいのだけれども、無償化にしても変わらないということであれば、無償で授業を受けさせても中身の状況がこうなっていたと。我々としてもいろいろ無償化を求めてきた中で、この子供たちがどういう大人になっていくのかが疑問になるわけです。そういったものも調べられているのかと思ったのです。今資料がなければなら

でいいですが、少しずれた話になっていますけれども、学校現場も親も感謝の気持ちで無償化を受けた中で、すくすくと授業を受けて頑張っているという説明があれば納得もするのだけれども、これが違う方向に行っていたら少し違うのではないのかと思ったのです。その辺が答弁できるのであればいいですけれども、なければ終わります。

○諸見里明教育長 数値についてはすぐに持ってくるように言います。そんなに変化はないと思うのですが、上がっているかもしれません。ただ、こういった退学率の多さというものは、例えば家庭の事情であるとか、あるいは地域の事情、学校の事情、本人の事情等々いろいろ複雑に絡まっていて、本県はやはり全国と比較しても高いほうにあるのです。これは不登校とかもそうですけれども、今はこういうことも含めて何とか向上させよう、改善させようと躍起になっていますが、この辺もやはり検証が必要だと思います。

○島袋大委員 終わりますけれども、そういったデータを集めて確認、調べることも大事だと思っていますから、これ以上確認はしませんけれども、これから事業が進んでいく中で、どういう状況になっているのかという確認事項が確実に必要になると思いますから、その辺も調査していただければと思っていますので、ひとつよろしくお願いします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第35号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第36号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 2ページをお開きください。

乙第36号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、児童生徒数の増減等により学校職員定数を改める必要があること

から、条例を改正するものであります。

改正の内容でございますが、学校職員定数について、県立高等学校の4228人を4191人に、県立特別支援学校の1645人を1737人に、市町村立小学校及び中学校の9338人を9388人に、合計1万5226人を1万5331人に改めるものであります。

なお、条例の施行期日は平成26年4月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第36号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 今、教育長に御説明いただいたのですが、高等学校で4228人が4191人になった理由と、特別支援学校で1645人が1737人になった理由をお聞かせください。

○山城秀史学校人事課長 県立高等学校に関しましては、37名の定数減となっておりますが、その主な理由は生徒の収容定員数の減と教育課程の改編等によるものでございます。次に、県立特別支援学校につきましては92名の増となりますが、主な理由としましては、児童生徒数の増と美咲特別支援学校の花咲分校が今回開校いたします。それから、沖縄高等特別支援学校の陽明分教室を設置することになっております。こういった内容が増の要因でございます。

○狩俣信子委員 高等学校の部で減ったのは改編によるとおっしゃいましたが、学科改編ですか。何とおっしゃったのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 県立高等学校に係る増減の2点目は、教育課程の改編等によるものでございます。

○狩俣信子委員 改編でこんなに減るということは一後で資料を見せていただきたいと思いますが、特別支援学校につきましては92人にふえたという話で、これはやはり陽明高等学校にも分教室ができるわけですし、いろいろなところ

で対応が図られているという思いがあります。

小・中学校ですけれども、小学校の1年生、2年生が30人学級で、3年生が35人学級ということになったのですが、これでふえた数は何名ですか。

○山城秀史学校人事課長 小・中学校につきましては、1点目が少人数学級の1学年拡大に伴う増でございます。平成25年度まで小学1年生、2年生が30人学級、小学3年生につきましては平成24年度から35人学級を実施しておりますが、次年度、平成26年度につきましては中学1年生へ35人学級を拡大しようということで、少人数学級が1学年拡大することに伴うものがございます。それから特別支援学級—小・中学校におきましても特別支援学級の増がございませぬ。これらが主な理由でございます。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 では、今の質疑を踏まえてですけれども、中学1年生の35人学級では現行より何名の先生方の増が必要でしょうか。

○山城秀史学校人事課長 中学校は今回初めて導入いたしますので、まだ学校側との詰めが残っておりますけれども、手持ちといたしますか、試算をしてみますと、中学1年生へ35人学級を拡大することによる教員の増は55名の見込みです。

○比嘉京子委員 今、中学校の場合は15名増になっていますよね。生徒数が減になる分も含めて、55教室がふえるけれども15名でいいという理解でしょうか。資料を見ているのですが、小・中合わせて50名というものがあるけれども、この50名の中の55名といったところで、小学校、中学校合わせてなので内訳がわからないのです。

○山城秀史学校人事課長 現在、県立中学校が1校ございますが、これは与勝緑が丘中学校で学校職員が15名おまして、これについては変更ございませぬ。ただ、市町村立小・中学校においては50名の増が必要となっております。

○比嘉京子委員 今、中学校だけ見ても55名は必要になるというお話があったものですから、50名ではどうなのだろうかと。これは小学校には配分されなく

て、全部中学1年生の35人以下学級のために使われるという理解になるのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 小学校と中学校を正確に分けたものが手元にはないのですが、先ほど申し上げたように少人数学級の1学年拡大で増ですけども、それ以外に学校の統廃合による学級の減といったことがあります。増加の要因と、それから減少の要因で46学級ありまして、つまり、ふえる分と減る分を相殺して、プラスの50名ということでございます。

○比嘉京子委員 次に、その定数ですけども、今までやってきた沖縄県の少人数学級は、そのほとんどが加配でされてきたわけですね。今回の中学校の35人以下学級というものは、さきの議会答弁によると一般財源からというお話がありましたが、それは全て一般財源からという理解でいいのですか。今、加配の人数も聞きたいのですけれども。

○山城秀史学校人事課長 平成25年度につきましては、少人数学級実施のために176名を必要としておりまして、それは全て加配を活用して実施してまいりました。平成26年度につきましては、実は従来といいますか、平成25年度まで実施しております小学校1年生、2年生、3年生についても教室がふえております。それプラス中学校1年生への拡大ということで、もう国の加配定数だけでは措置ができないと。それから、県も少人数学級の拡大について推進することで御理解をいただきまして、拡大するのは中学校の部分だけではなくて全体的に膨らみまして、そのうち不足する定数40名を県単で措置していただくことになりました。

○比嘉京子委員 文部科学省から沖縄県に対する加配定数というものは、先ほどおっしゃった176名ですか。加配定数は今何名ですか。

○山城秀史学校人事課長 平成25年度につきましては、176名を少人数学級のためにいただきました。

○比嘉京子委員 では、加配の中身ですけども、今、私たちは文部科学省の加配を利用して小学1年生、2年生、3年生まで少人数学級を実現してきたと思うのですけれども、特にここに書いてある授業方法改善加配というのですか、いろいろな種類があると思うのですが、センター研修とか大学院への派遣とか

ではなくて、特に沖縄県の学力のために、学力と限定はしないのですけれども、やはり授業内容の改善等に対する加配についてが私の一つの懸念です。そういう加配を少人数学級に振り分けることについて問題点はなかったのかということ。つまり、本来であれば学校の授業改善、向上というところに加配しなければいけない先生方を少人数学級に一自由裁量かもわかりませんが、かつてはある程度厳密だった時代があったようですよね。加配に対しても、用途というか。けれども、弾力的になったせいかわかりませんが、本来文部科学省が意図して配置した加配の目的を、沖縄県としてそういう少人数学級に振り分けて、本来の加配という目的がある意味でそがれてきたという経緯がないだろうかという懸念ですが、それはどうですか。

○諸見里明教育長 加配にも幾つかの種類があるのですけれども、それを国の加配と呼んでいるのですが、その中で授業改善工夫、それから少人数指導の工夫改善、これらを活用して各県の実情に応じてやっている状況です。他府県もやはり一緒に、例えばTTーチームティーチングであるとか少人数指導であるとかをそういう形でするのか、あるいは少人数学級に充てるのかということは、他府県も一緒にそれから活用してやっております。

○比嘉京子委員 使い方は法的に問題ないという理解はしています。しかしながら、少人数学級を成立させるために沖縄県への加配を使っているものですから、本来、もっと独自財源で少人数学級に充てることができれば、もっと違う国の加配の使い方ができたのではないかという危惧を持って質疑しているのです。では再確認ですが、加配を少人数学級に充てることに対して、教育庁としては特段そういう懸念はないというようにお答えになるのでしょうか。

○諸見里明教育長 これは国もいろいろ大きな転換がございまして、これまで、前政権ですけれども少人数学級を順次拡大していくと。それに合わせて私たちも大変大きな期待を持ったわけです。ところが現政権では転じて、それを慎重にするということがあったわけですが、この加配はこれまでの指導工夫改善であるとか、少人数指導であるとか、これを活用してやはり少人数学級でやったほうが指導の中身といいますか、また学習、生活指導を見る面でもやはり有効だと思っております。

○比嘉京子委員 中学校で新しくやる35人以下学級ですが、下限としては何名を予定していて、小学3年生と同じ考えで行うのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 中学1年生に拡大する少人数学級につきましては、下限はございません。

○比嘉京子委員 それはすごくいいことだと思います。やはり現場の先生方は中学1年生でやることを非常に評価しているようです。中学1年生が35人以下学級になるということは、現場としては非常にニーズが高いという評価をしているようです。あとはやはり下限を設けなくて、例えば40人以下を、本当は国として35人以下でやっていただければもっと前進するのではないかと思ったのですが、そうもいかないし、待ってもいられないので、沖縄県がやることはとてもいいことだし、もちろん自主財源でやることも評価に値すると思うのですが、遅きに失しているかもしれませんが、そういう意味ではいいのではないかと思います。そのことを指標にすれば、次はどこを少人数にしたらいいかという課題が見えてくると思いますので、ぜひとも、特に小学1年生、2年生あたりの徹底—やはり授業に対する習慣の基礎というものは、小学1年生、2年生、3年生ぐらいまでではないかと思うので、ぜひ成功できるように力を尽くしていただければと思います。

以上、加配についてももう少しお聞きしたかったのですが、それはまた次回の機会もあると思います。加配で養護教諭等というものは、沖縄は他府県に比べると養護教諭などは進んでいるわけですね。そういう意味では、地域的にはなかなかいい環境がつけられているはずなので。以上です。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
嶺井光委員。

○嶺井光委員 いわゆる標準法の学級編成、今40人ですね。過去、我々が中学校のころに50人が45人になったという記憶があるのです。クラスが分かれたのはこのことだったのかと思っています。45人から今の40人になったのはいつか御存じですか。

○山城秀史学校人事課長 中学校でそれまで45人学級だったものが、40人学級になったのは平成3年度からということでございます。

訂正いたします。昭和55年度に45人から40人へ引き下げられております。

○嶺井光委員 なぜこれを聞いたかというのと、今は40人標準編成だけれども、

地方自治体によっては40人を割ってもいいと緩和されていますよね。そうであれば、私が主張したいことは、30年以上も前に40人編成になった。国の標準法そのものをそろそろ35人編成に変える時期に来ているのではないかと。そういう意味でどうですか。全国会議などでこういう議論もあるのか、あるいは国も方向性として40人編成を緩和はした—ある意味では減らす方向性なのかとも思うのですが、いかがですか。

○諸見里明教育長 少人数学級の意義は言うまでもないと思います。そして、OECD諸国でもこの少人数学級はかなりの国で改善されているところです。少人数学級の国の考え方としては、これまで順次少人数学級を拡大するという前政権の約束ではあったのですけれども、これが平成25年度に閣議決定で白紙に戻されたばかりでして、結局国の方向としてはこの辺がまだ拡大できていなくて、できたらぜひ全国的にも少人数学級というものは大変ベストだと感じます。

○嶺井光委員 要するに、我々は40人学級の中で少人数学級にして、一般財源でやりなさいと要求しているわけですが、国の標準法が下がればこのような要求はしないのです。そういう意味で、昭和55年に45人から40人になってもう三十四、五年にもなるわけですから、国が今の標準法そのものを緩和していることも考えると、将来的には減らす方向になるのかと思っているものだから、全国会議とかそういうところでもどんどんこういう議論をやるべきだと思う。あるいは国庫負担も2分の1から3分の1でしょう。これも地方交付税で見られているとはいっても、交付税で入ってくるともう一般財源なのです。そういう意味では、やはり国庫負担率を戻せということを前も少し主張したけれども一前の教育長も頑張りますという話でしたが、こんなに簡単なものではないと思うけれども、自民党の皆さんが頑張れば少しは変わるかもしれないが、そういう議論もぜひやってほしいと思います。何かコメントがあれば。

○諸見里明教育長 少人数学級の全学年への導入につきましては、やはり九州教育長協議会であるとか、全国教育長会議でも確認されているのです。ぜひこれを実現できるような形で、そういう立場で発信していきたいと思っております。

○嶺井光委員 要望ですが、結局30人以下学級を我々が幾ら要求しても、幾ら県が頑張ろうとしても、かなり無理があると思うのです。今度の一般質問でも

少し触れましたが、いわゆる標準法を変えて、国がそういう手当てをする。ある意味ではハード面—教室もないわけですから、県が準備して、市町村の皆さん、学校設置者がふやしましょうと言っても、箱がないわけだからできないのです。こういうことを考えると、幾ら我々が叫んでも物すごく大きな壁があってできない。こういう制度そのものを変えて、教育の質を上げていくという国家戦略にしないといけないのではないかと私は思っているのです。これから議論したいことは、きょうはしませんけれども、箱がないわけですから、チームティーチングあるいはいろいろな習熟度とかを考えて、教員の数は何とかふやしていきながら、学級編制は国の制度そのものを変えていく、そうしながら学力の向上、教育の質を上げていくことを考えるべきだと思います。これからこういう議論をしていこうと思っていますので、今後よろしくお願いします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

島袋大委員。

○島袋大委員 この議案、職員の数がふえたということですがけれども、今この資料、小・中学校の増減表を見ると、離島地域がマイナスになっているのです。人数はふえたけれども離島はマイナスになっていて、みんな沖縄本島にプラスして人数がふえているということなのかと思って。資料を見ると離島がほとんどマイナスになっているものですから、その辺を少し御説明できませんか。

○山城秀史学校人事課長 手元に市町村ごとの児童生徒数の増減はございませんけれども、まず仕組みの面で申し上げますと、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律—義務標準法に基づきまして、児童生徒数に応じて学級編制を行います。それに対応した教職員を配置することになりますので、離島地域で教職員数が減るということは、一般的に見て児童生徒数が減っていることが一つの要因ではないかと考えられます。ただ、毎年児童生徒数については増減がございますので、教職員が減ったところが直ちに児童生徒数その分減ったかどうかについては、申しわけございませんが確証はございません。

○島袋大委員 大体理解はできますけれども、極端に言えば久米島町などは小学校はマイナス1で中学校はマイナス8とか、人数が減ることはわかるのだけれども、宮古島市でも小学校はマイナス3で中学校はマイナス9とかになっていますから、その辺はやはり児童生徒数の減ということになると思うのです

けれども、それでいいのですか。

○諸見里明教育長 この定数の考え方につきましては、先ほど学校人事課長から説明したとおりです。基本的には児童生徒数の増減に合わせてふえたり減少したりするのですけれども、特に久米島町では中学校の統廃合がございまして、それから宮古島市でも来間小学校、同中学校の統廃合があつて、その影響も入っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 資料の提出議案の概要ですけれども、定数算定の法的根拠を御説明願えますか。沖縄県の学校職員の条例定数は4つの法律に基づくと。いわゆる標準法定数と県単定数があるという、そこら辺の説明をお願いいたします。

○諸見里明教育長 お手元の資料にもあると思うのですけれども、条例定数には標準法定数というものがあつて、いわゆる法律で措置された定数です。それから、県単独でやっている定数があります。標準法定数とは、本則定数—主に生徒の収容定員や学科等により算出される定数です。これには複雑な式がございまして、それで算出していきます。加配定数は政令定数で、センター研修、大学院派遣とか、これによって算出される教職員数です。これとは別に県単独でやっている教職員数がございます。学校図書館司書であるとか調理員であるとか。それらを合算したものが条例定数という仕組みになっております。

○西銘純恵委員 県単定数の対象を明確に言っていただきたいのですが、沖縄県だけがやっている方法でしょうか。全国はどうでしょうか。

○諸見里明教育長 資料にもあるのですけれども、学校図書館司書であるとか用務員、調理員等々というものは全国的に措置されていると。ほとんどが単費です。

○西銘純恵委員 条例定数が県立高等学校で減った、特別支援学校でふえた、市町村立小・中学校でふえた、県立中学校で変更なしということですのでけれども、全ての職員という資料になっていますので、まず学校図書館司書が減ったのか

ふえたのか、用務員がどうなのかとか、そういう資料も提出していただきたいと思うのですが、これについて現在対象はこれだけと。例えば、実習船員も県単定数の対象になっているということで、この県単定数も含めて条例の中でやっている、そして105名の増になるというところが見えないのです。だから、調理員がどうなのかとか、県単定数の増減のところだけを先に説明お願いできますか。

○山城秀史学校人事課長 小・中学校につきましては、従来県単がございまして、今回、平成26年度が初めてですけれども、県立に関しまして高等学校と特別支援学校に分けて申し上げます。まず、高等学校ですけれども、県単定数—正確には標準法対象外の定数といいますか、そう呼んでおりますけれども、教諭は平成25年度が13名で、平成26年度は12名の予定です。それから実習助手、沖縄水産高等学校の専攻科ですけれども、平成25年度が3名、平成26年度も3名。実習船関係、これは水産関係ですけれども、平成25年度22名、平成26年度も22名。それから、学校図書館司書については平成25年度、平成26年度ともに60名です。現業職につきましては、平成25年度の107名に対しまして、平成26年度は102名ということで5減となっております。

次に、特別支援学校につきましては、教職員が平成25年度は33名、平成26年度は35名になります。栄養職員につきましては、平成25年度が1名、平成26年度も1名です。次に、学校図書館司書ですけれども、平成25年度の15名に対して、平成26年度が16名。現業職員につきましては、平成25年度が79名、平成26年度が78名で、特別支援学校全体で平成25年度が128名、平成26年度が126名になります。

○西銘純恵委員 今、現業職員ということでまとめておっしゃったのですが、この間、県立高等学校の寄宿舎の調理を民間委託していると思うのですが、特別支援学校もそうですけれども、調理員は年度を比べてどうなのか、そして理由もぜひ明確にしていきたいと思うのです。

○山城秀史学校人事課長 高等学校の調理員につきましては、平成25年度が3名で平成26年度はゼロになります。3減となりますが、その内容はお一人本務の方が退職します。あとの2人は臨時的任用職員の枠がございましたけれども、これについても廃止するというので3名の減。最後に残っていた学校ですけれども、これで全校民間委託ということになります。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(東日本大震災発生から3年が経過したことに伴い、発生時刻の午後2時46分に合わせて全員で黙禱をささげた。

また、黙禱終了後、諸見里教育長から、乙第35号議案に関する島袋委員の質疑に対して、資料が届いたので答弁したい旨の申し出があり、再開して答弁から行うことになった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 先ほどの島袋委員からの御質疑の数字が届きましたので、説明したいと思います。中途退学者の数ですけれども、平成21年度953名、平成22年度847名、平成23年度が930名、平成24年度が880名です。平成25年度は現在集計中です。この無償化導入前から増減を繰り返して徐々に減少しているような状況です。これに対して検証しているのですが、例えば情緒的な不安であるのか、あるいは経済的な理由であるのか、あるいは遊び・非行型などいろいろなアンケートをとりながらやっているのですけれども、平成21年度で経済的な理由と答えたのがそのうちの39名、4.1%。平成22年度が23名で2.7%。平成23年度が14名で1.5%。平成24年度は15名で1.7%という形で推移していて、経済的理由というものは確かに減少しております。

○呉屋宏委員長 それでは質疑を続けます。

西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 高等学校の寄宿舍全てで調理の民間委託が完了したことになるのですが、寄宿舍のあった高等学校でどれだけ人数減になったかという資料は持っていらっしゃいますか。寄宿舍の調理員だけです。

私の質疑が終わるまでに出ると思いますので、質疑を継続していいですか。

一つは、今言った高校生の生活の場である寄宿舍の食事というものは大事なもののけれども、民間に委託することについて、私はやはり問題があるとずっと指摘してきましたが、これまで何名が定数から減らされたのでしょうか。また、特別支援学校の調理員は今年度どうでしょうか。特別支援学校も減ることがあってはならないと思うのですが、減るのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 特別支援学校の調理員につきましては、平成25年度が16名、平成26年度は7人減って9名になります。7名の内訳ですけれども、本務の退職者が3名おりまして、臨時的任用職員の枠の減で4名。本務者の退職にあわせて民間委託を実施するという事で減となっております。

○西銘純恵委員 そうすると、新年度は9名残っていますが、また来年、再来年ということで、ここも民間委託ということでいなくなると。特別支援学校の調理員というものは、寄宿舍なのか昼食調理に充てているのか、そこまではやりませんが、やはり大事な分野で減っていくことが明らかになっていると思います。

あと、現業の話で特別支援学校の運転士と用務員についても、ふえているのか減っているのかお尋ねします。

○山城秀史学校人事課長 特別支援学校の運転士は、平成25年度の5名から1人減って、平成26年度は4名になります。この1名の減につきましては、職がえ一運転士から介助員への職種変更になります。それから特別支援学校の用務員につきましては、平成25年度の20名から1名減って19名になります。これは本務の退職者が1名でございます。

○西銘純恵委員 高等学校の用務員についてもお尋ねします。

また、先ほどの運転士ですが、特別支援学校は送迎のバスが減ったから運転士を減らして、本務を職がえをしたのかということが見えないわけです。バスそのものは減っていないはずですが。実際はどうなのか。民間委託は運転士にも当てはまるのではないかとということで、やはり普通バスの事故とかいろいろあるので、学校教育における運転業務は何よりも安全ということが大事なので、民間委託をしていくことについてもどうなのかと思っています。だから理由をお尋ねします。それと高等学校の用務員もなぜ一特別支援学校は1人減といたしましたけれども、その理由を明らかにしていただくのと、高等学校もお尋ねします。

○山城秀史学校人事課長 先ほども申しあげました特別支援学校の1減は、本務の方の退職によるものです。

それから、高等学校の用務員は平成25年度の94名から平成26年度は92名ということで2名の減となりますが、この2名も本務の退職によるものです。

それから、民間委託に関しましては、これは県の基本方針と申しますか、行

財政改革も含めて県全体で取り組むことになっておりますが、中でも特別支援学校につきましては、給食であるとかスクールバスの運転に必要な運転士であるとか、そういう現業の職種がございますけれども、これは年次的、計画的に定年退職にあわせて委託化をすとか、そういうことを進めつつ、それから特に特別支援学校につきましては、スクールバスの運行に当たって児童生徒の安全面とか、緊急時の対応も含めて契約にしっかりと位置づけしております、そういう意味では、委託を行っても安全な運行は確保されるものと理解しております。

○西銘純恵委員 用務員は定数減になっていますが、その人数でいいということでしょうか。それとも、代替の職を用務員として充てて現人数は減らない、定数上は減ということになっているはずですけども、そこは減らしているという意味でしょうか。

○山城秀史学校人事課長 先ほどの調理員や運転士につきましては、委託化という方向で対応しておりますけれども、用務員につきましては賃金職員で振りかえている状況でございます。

○西銘純恵委員 では、用務員の本務が定数が減った分、賃金職員はどのようになっていますか。

○山城秀史学校人事課長 高等学校の用務員につきましては、先ほど本務の退職で2名減と申し上げましたけれども、賃金職員が2名増となっております。それから、特別支援学校の用務員につきましては、本務の退職が1名で1名減と申し上げましたが、賃金職員が措置されております。それプラス、今年度は花咲分校が開設いたしますので、賃金職員については全体として2名増となっております。

○西銘純恵委員 用務員の賃金職員対応は合計何名になりますか。そして、賃金職員と定数の中で本務でやるというときに、行財政改革とおっしゃったのですけれども、金額的に用務員だけの額とどれだけの差があるのでしょうか。幾らと幾らになるのでしょうか。3分の1と見ていいのですか。一般的には、賃金職員は12万円ぐらいか、そのようなものだと思っているので、年収も150万円というような状況かと。ですから、そういう意味では行財政改革ということで、教職員のやはり本務でやっている皆さんが総力で学校教育を担うという場

に、そういう不安定な皆さんを入れていくということが教育力を落とすことになっていると。だから沖縄県の学力問題も、そこら辺もやはり影響しているということをととても感じるのです。必要な定数という中に、賃金職員とかそういう方が置きかえられていることは問題があると指摘します。次の質疑をします。

この定数がありますけれども、全て本務教員でしょうか。条例定数の中で小・中・高等学校、特別支援学校の人数が全て本採用、正規雇用かということでお尋ねします。条例定数はわかりますので、どれだけ非正規雇用、臨時的任用教員—臨任教員がいるのか。合計も合わせて4種類お尋ねします。

○諸見里明教育長 平成26年度の定数ですけれども、小学校が条例定数5194名に対して、本務が4479名、臨任教員が715名でございます。中学校が3203名のうち、本務が2805人、398人の臨任教員です。高等学校が3334人、本務が3022名、臨任教員が312名です。特別支援学校が条例定数1362名、本務が1020名、臨任教員が342名。合計、条例定数が1万3093名、本務が1万1326名、臨任教員の数で総計で1767名となっております。

○西銘純恵委員 この臨任教員の割合はどれだけになっているのでしょうか。改善されていますか。

○山城秀史学校人事課長 条例定数から本務を差し引いたものが全て臨任教員ではございませんけれども、その前に、その臨時的任用教員にも大きく分けて3つございまして、1つが欠員補充。これは本務で充てるべきものですが、実際に採用されていないということで臨任教員で充てているもの。それから、加配のための補充ですけれども、これについては年度によって加配に増減があるということで、臨任教員で充てている部分がございます。それから、病気休暇であるとか研修とか、そういったことについても臨任教員で措置しているところがありますので、定数から差し引きしてそれが即臨任教員ということではございませんけれども、定数に対する本務の割合ということで、平成26年度における全体の条例定数に占める本務者の割合が86.7%になります。ちなみに、平成25年度は85.7%です。平成26年度を学校別で申し上げます。小学校の本務割合が86.5%です。中学校が87.9%、高等学校が90.6%、特別支援学校が74.9%です。

○西銘純恵委員 平成21年度、元教育長の議会答弁で全国一小・中、義務教育だったけれども、全国平均93%台、沖縄県が83%で10ポイント本務が少ないと

ということで、これを5年かけて全国並みにすると言われたのです。だから、全国並みということは少なくとも93%、本来ならば100%が当たり前だけれども、100%やっているところもありますよね。けれども、5年間かけて少なくとも全国並みにするという約束をされたのです。それで、平成26年度の予定が86.7%ということは、まだ全体でも7ポイントぐらい低いわけです。そういう意味では、答弁した約束がどのように計画を立ててやられているのかということで、新年度で5年間の最終約束年限になるのです。そこら辺についてはどうでしょうか。

○諸見里明教育長 たしか5年前だったかと思うのですけれども、そのとき5カ年計画で何とか追いつけるという予測を出したのですが、実はその当時の担当者がどういう形で計画したのか不思議なのですけれども、恐らく定数を固定してしまったと思うのです。それに対して、かなりの数を採用してきたのです。かなりふやしているのは事実です。当時と比べても現在200人以上を採用しておりますので。ところが、分母である定数がいろいろな加配、例えば少人数加配とかをもらって、その分膨らんでいるのです。ですから、改善率がかなり緩慢になってしまったのですけれども、現在、これも含めて採用数を維持して、もっとふやして取り組んでおります。もう少し時間がかかります。

○西銘純恵委員 定数は今年度だけが増提案だと見ているのです。去年まで毎年教育委員会の定数は減だったのです。ことしだけと思うのですけれども、今おっしゃることは、定数というものは教育需要に応じて、クラスがふえれば当然だしということでしょう。だから、見込みが甘かったということであれば、少なくとも新年度改めて全国並みに近づける。7ポイント低いというものについて、そういう定数もふえる見込みということであれば、それもあわせて計画を立て直すべきだと思うのですが、それについてはどうでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 先ほど教育長から答弁いたしました。平成22年度からスタートしました定数改善の取り組みにつきましては、定数を固定した状況でスタートしておりました。この間、少人数学級を拡大したこと、それから今回のように特別支援学校が増加したことによりまして、定数そのものがふえてきたということが一つの理由。それから、採用する我々の努力としましては、平成22年度に比べて平成23年度以降は、小・中学校だけで申し上げて毎年150名から200名ずつ程度ふやす努力はしてまいりました。ただ、今後の見通しとしましてなかなか難しいと思っていることは、まず教職員の数が児童生徒数に

応じて変動すること。全国的に減少傾向にありますけれども、沖縄県もわずかながらではあります。児童生徒数は減少する見込みのようです。ただし、特別支援学校のように恐らく今後も増加するものもあるようです。それと、定年退職者あるいは退職後の再任用者、こういった方々のデータをもとにして採用を組み立てていきますと、まだしばらく時間をいただきたいということ。それから、実際に配置するに当たって、当初かなりの数を配置できるものと見込んでおりましたけれども、実際に各学校に配置すると、小規模の学校などにつきましては初任者研修の対応が難しいこともありまして、なかなか厳しい状況がありますので、少しお時間をいただきたいと思います。

○西銘純恵委員 全国平均から10ポイントも低いというのは沖縄県だけでした。全国学力・学習状況調査で全国一低いと言われながら、そこに大きな問題もあるのではないかとということで、そこもあわせて教育条件を整備しようということで、沖縄県の特殊事情として力を入れて全国並みにすると決意したはずで。そういう意味では、少人数学級は知事の公約だから、本来であれば毎年1学年ずつ進めていって、平成26年度で終わるはずなのです。小学校全学年少人数学級になるはずで。だから、そういうことも見越せばやはり定数増は明らかに出ていたはずだし、そういう意味では思い切って抜本的に全国並みにするというのを皆さんが決意しないと、この予算をとるとか、定数をどうするというのも財源が要りますから、なかなかできないわけでしょう。そこはぜひ決意をして、改めて本土並みにするというのをやってほしい。定数というのは地方交付税で措置されていると。では、このお金はどこに行っているのかということですから、賃金職員にするとか、そういうことで賃金差も出るわけですから、なぜきちんと学校職員の中に地方交付税として入っていることを一結局別に使われているのではないかとという視点です。だから、きちんと地方交付税として入ってくるお金は使うと。だから、みんな本務にして当たり前なのです。それをぜひ指摘して、もう一つ。

頑張って中学1年生は県単の加配にしたと。これは定数としてきちんと組まれたわけですか。40人は県単で入りましたと。これについては1年ぽっきりで終わるのですか。中学1年生は35人学級にしたと。今後は当然35人学級ですと。定数として入れていますというけれども、なぜこれは本務ではないのですか。県単の加配はどういう扱いですか。正規教員ですか、どういう雇用ですか。

○諸見里明教育長 40人につきましては、この40人だから臨時的任用とかそういうことではなくて、全体として同じような採用計画の中で、臨時的任用か本

務になるかということはそのような決定で行います。ですから、この40人に追加されてどうこうということよりは、全体計画の中です。

○西銘純恵委員 国が定めている加配定数には、学力向上とかいろいろあると思うのですが、この制度に問題があると。やはり国自体が定数をきちんとやれという指摘がありました。それは横に置いておいて、国の加配定数を活用してクラスをふやしていますよね。国がやらないけれども小学1年生、2年生、3年生を県がやっている。中学1年生も次年度やっていくと。クラスとしてはほかのクラスと変わらない。きちんと本務でやらないといけないのではないですか。そこなのです。少なくともクラスの増分については、確実に本務を充てるということを最低でもやらないといけないと思うのです。平成25年度で結構ですが、クラス担任を本務がやっていないのは何クラスあるのですか。ゼロではないでしょう。全体でわかりますか。クラス担任が本務ではないということは大問題だと思っているものですから、そこら辺も見直しするべきだと思うのです。何名いますか、臨任教員で。

○呉屋宏委員長 休憩いたします。

(休憩中に、教育長、学校人事課長より、臨時的任用教員が学級担任をしている学級数の統計資料がないため、今後調査し、報告するとの説明があり、西銘委員もそれを了解して質疑を終えた。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

新田宜明委員。

○新田宜明委員 先ほどの西銘委員の質疑もあったのですが、学校単位に増減数が出ていますね。その増減になる対象の職名と、これはどういう理由で増減が起きているのかということ備考欄にきちんと説明を入れてほしい。そして、増減の内訳として本則定数が何名、加配定数が何名、県単定数は何名と、職名をきちんと入れてもらった資料をぜひ要求したいと思います。それで、その中の本務が何名、臨任教員が何名という内訳まで入れた資料をできるだけ早急にお願いしたいと思います。本来なら一つ一つ、特に特別支援学校は余りにも増減が激しいのでその内訳を知りたいのですけれども、一つ一つ説明を求めると大変な時間がかかりますので、資料でお願いしたいと思います。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
赤嶺昇委員。

○赤嶺昇委員 何点か確認ですけれども、先ほど本県の正職員率が86.7%ということでしたが、全国は最新で何%ですか。93%と言っていましたか、そうですか。直近のデータで。

○山城秀史学校人事課長 文部科学省が公表しております教員定数の標準に占める正規職員の割合、平成25年度は全国平均が93.1%です。

○赤嶺昇委員 それで、本県が全国平均を目指すという方針は変わっていないのですよね。

○諸見里明教育長 本県がこの本務率を高める—全国というか九州並みに高めていこうという一つの目標を置いていますので、これは変わりません。とりあえず九州並みです。九州が90%ぐらいですから。

○山城秀史学校人事課長 正確な数字ではないのですけれども、九州の平均はおおむね91%だと思います。

○赤嶺昇委員 全国ではなくて、九州を目標にする理由は何ですか。

○諸見里明教育長 とりあえずは九州ということです。全国は高過ぎるので。

○赤嶺昇委員 では、例えば86.7%から91%、もしくは93.1%に引き上げるためには、あと何名ぐらいを正職員にしないといけないのでしょうか。これが目標になっているのに、数字が出ないということが問題なのです。これは後で出してください。

先ほど、学校人事課長から採用はしてきたと。しかし、いろいろな理由を述べていたのです。私は、計画というものはそういうことも踏まえて、本会議でも少人数学級について皆さんはプランがないのではないのか、本来でしたら、公約だからプランをつくるべきではないかという話をさせてもらっているのです。この委員会でも言ってきたのです。この公約は突然出た話ではなくて、約8年にもなるのです。その見通しも踏まえて、もう一方で言う正規雇用をふや

そうという目標がある中で、先ほどの理由は言いわけにしかならないのです。いろいろなことがあったにしてもです。少人数学級についてのプランはつくれないという答弁をされていたので驚いてはいるのですけれども、今回の九州に合わせるといっても数字が出ない。年次的に正規雇用にしていくという部分を、どれだけ時間をかけてやるのかということを示してもらいたいのです。ここがないとまた言いわけになると思います。我々は今いる子供たちが大事なのです。皆さんがあと何年か待ってくださいと言っている間に、教育は待ったなしなのです。そこを意識してもらいたいのです。先ほどあったように地方交付税措置もされている中で、これはやはり課題だと思いますけれども、いかがですか。

○諸見里明教育長 この点の改善については本当に努力しているのです。先ほど、学校人事課長からもあったのですけれども、現在200名前後を学校に無理を言って採用している状況ですけれども、本県は全国一採用する率は高いのです。他府県は少子化で採用が頭打ちになっている中で、本県はこれまでどおり採用を無理してやっていきたいと思っております。

○赤嶺昇委員 頑張っているということ、そもそも正規職員が少ないということで頑張っている。私は、そこは否定していないのです。けれども、明確に九州に合わせていこうということであれば、今さら電卓をはじくのではなくて、何名ぐらいという明確な目標が立てられていないということが言えるのではないかと思いますけれども、いかがですか。

○諸見里明教育長 本当にこの予測が難しいのは、先ほどから言っているとおりです。その分だけまた定数もふえて、分母もふえてくるものですから。本会議でもこういう質問がありましたように、これまでの採用実績を維持して、最短で4年、最長で8年から9年になる計画を立てています。

○赤嶺昇委員 皆さんは難しいと言いますがけれども、なぜ全国が93%とか九州が91%なのか。その違いは何ですか。

○諸見里明教育長 全国と本県との違いは、小・中学校の段階で全国は加配定数を本務にかえていったのですけれども、本県はこれを臨任教員で措置していたということが大きな要因です。この固まりが大き過ぎるものですから、これを本採用でふやしていこうとしているわけですが、200名前後ずつふやしている

のですけれども、まだなお時間がかかる状況です。余りにも大き過ぎて。

○赤嶺昇委員 わかりました。では、先ほどの数字は後で答弁ください。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第36号議案に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、学校人事課長から、先ほどの赤嶺委員の質疑に対する答弁を行いたい旨の申し出があり、再開して答弁することになった。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

先ほどの赤嶺委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

山城秀史学校人事課長。

○山城秀史学校人事課長 本務率を九州並みに引き上げるために必要な本務数の増は約600名でございます。これはあくまでも定数が増加しないという前提でございます。現在と比較して定数が変わらなかった場合に、600名の本務数の増で九州並みということを見込んでおります。

○呉屋宏委員長 議案に対する審査を続けます。

次に、乙第37号議案沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 次に、資料の3ページをお開きください。

乙第37号議案沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、沖縄県教育委員会の権限に属する市町村立学校教職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定事務を迅速かつ効率的に行うため、

同事務を市町村が処理することとする必要があることから、条例を改正するものであります。

今回の改正で新たに権限を移譲することになるのは、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村となっております。

なお、条例の施行期日は平成26年8月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○呉屋宏委員長 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第37号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 まず最初に、去年も同様の議案があったとは思いますが、一つにこれは地域から手を挙げてくることで認めているようなことでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 地域というよりは、それぞれの学校現場からです。

○比嘉京子委員 今、学校事務の権限移譲ということになっていて、皆さんが出してくださったほかの説明資料も見ているのですが、学校事務というのは県費といいますか、県費負担の事務職員と市町村費負担の事務職員がいると思うのですが、権限を移譲するということは財源も移譲することになるのでしょうか。財源についてはどうなるのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 県費負担教職員につきましては、学校の教職員、事務職員についても県費で負担しておりますので、事務を移譲しても従来どおり県が人件費等を持っていますので、財源の移動は特段生じないです。

○比嘉京子委員 今、説明資料に事務を移譲することによる効果ということで、(3)に記載されているのですが、それは理解しますが、特に、1人配置のところに対する不安解消とか、それは理解するのですが、懸念材料というものがあるのですか。このことによるメリットはわかるのですが、もしかしたらこの辺

はどうかという懸念材料はありますか。

○山城秀史学校人事課長 この権限移譲によるデメリットとしては特に—これまでにも中頭地区と島尻地区で実施しております、特にこういうところが悪くなったというところではございませんけれども、ただ、我々が考えているのは、新しい取り組みが入ってきますので、事務職員の仕事に対する重荷感といえますか、そういったものもあるかと思えます。これについては、教育事務所とか学校人事課で研修などを通してサポートしていきたいと思っております。

○比嘉京子委員 今、先鞭を切って去年からやっている中頭地区から懸念が上がっていて、それについては言うほどのことではないと。私たちがこれを認めるかどうかの話なので、そこら辺がどうなのかということをはっきりと、今のように覆い隠さないでこういう問題があったと。けれども、このようにクリアしていくと。そういうことをきちんと説明していただいたほうが判断しやすいと思うのですが、いかがですか。

○山城秀史学校人事課長 これまでに中頭地区と島尻地区で実施しておりますけれども、特に困ったとか、そういった話は届いておりません。

○比嘉京子委員 例えば、今、県費の事務職員は多分全部に配置されていると思うのですが、市町村の事務職員は撤収でかなり凹凸があると思うのです。市町村単位での事務職員の廃止といえますか、そういうことがあると聞いているのですが、このことの意味するところは、合理的な事務処理ということと同時に、例えば人件費の市町村負担を軽減するのか、今書いてある問題以外に何か合理的な考えがほかにあるのかどうか。そこを少し教えてください。

○山城秀史学校人事課長 基本は、県費負担で事務職員を各学校に配置しておりますけれども、市町村が単独で配置している事務職員の実質的な事務処理とか、そういったことは把握しておりませんので、申しわけございません。

○比嘉京子委員 判断が難しいのですが、やはり権限移譲で財源は堅持しながら県費負担の事務職員がやる中において、事務を移譲することによって合理的な、不安解消等にもつながると。ここに書いてあるとおりに言えばですよ。そういう理解でもって各学校に事務職員はいるわけですよ。各学校にいる事務職員の仕事を今、例えば与那原小学校を拠点に事務長を置いて、各学校との連

携をとって、そこで統括的にやるということを全県的におろしていきたいという流れの中で2回目だと思うのですが、その理解でよろしいのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 まず、大きな流れとしまして、特に小・中学校ですけれども、事務職員が単独で配置されておりました、なかなか事務処理の相談とか、この事務処理はどのようにすればいいのかとか、そういった悩みをそれぞれ抱えていることが背景にあります。それを解消するといいますか、改善する方法として学校事務職員の共同処理、共同実施という手法が以前からとられておりました、事務職員が集まってお互い同士でチェックし合ったり、それから勉強し合ったり、あるいは日常的にいろいろな情報交換ができるような環境をつくるとか、そういった取り組みが背景としてございまして、その一つの流れの中で、例えば共通に処理することが可能な今回の場合には、認定手当の事務についてお互い同士でできるのではないかと、お互い同士で処理したほうが正確、迅速にできるのではないかとということで導入を進めている状況でございます。中頭地区、島尻地区、今回は南部の周辺離島ということですがけれども、今後那覇地区であるとか、離島、北部についても機が熟して、お互い同士の事務処理が共同でうまく回るようになってくると、今後もまた権限移譲をお願いすることになるかと思えます。

○比嘉京子委員 これは、一つには事務職員の入れかわりといいますか、それが激しいとか、それから事務職員の臨時的任用が多いということが背景にあるのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 小・中学校につきましては、先ほど申し上げましたように、単独配置ということもあって、ただ、学校の事務処理は基本的にほとんど同じような仕組みで動いていますので、基本的に異動しても同じ事務処理をしたいと思います。ただ、新規採用の職員であるとか、それから離島に配置する場合に、お互い相談する相手が必要だということで、実施が必要になると思います。

○比嘉京子委員 最後ですけれども、事務職員の正規雇用と非正規雇用の割合を教えてください。

○山城秀史学校人事課長 後でお持ちいたします。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘純恵委員。

○西銘純恵委員 お尋ねします。平成24年8月1日権限移譲済みが中頭地区と島尻地区の離島を除いたところで、今度は島尻地区の離島ということになっていますが、この実施をしたところで学校配置の事務職員が権限委譲によってどうなったのか。減らされたのか、いなくなったのか、現状のままなのかということ調査していますか。

○山城秀史学校人事課長 中頭地区、それから島尻地区でスタートしましたが、この権限移譲、共同事務処理によって事務職員が廃止とか減少といった状況はございません。

○西銘純恵委員 そうしますと、16市町村、例えば各学校に事務職員が配置されていて、委譲後も職員数は変わらないと。後で覆されても困るのですが、確認されたことなのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 手元に過去の事務職員数の推移はないのですが、ただ、権限委譲に伴って事務職員を減らしたりというようなことはございません。

○西銘純恵委員 県費で事務職員を配置した小・中学校ですよ。事務職員は全ての学校に配置されていたのでしょうか。今でもされていますか。

○山城秀史学校人事課長 小・中学校の事務職員につきましては、併置校以外は全て配置をしております。

○西銘純恵委員 そうしますと、例えば今度は与那原小学校事務長が具体的な手当の事務をするという図になっていると思うのですが、拠点校ということは、与那原小学校の事務職員といいますか、そこは任務過剰になるだろうと。プラスして事務職員が入るとか、そういうことがあるのでしょうか。

○山城秀史学校人事課長 与那原小学校が拠点校として取りまとめ役を担うことになります。現在も事務の共同実施、研究実践を行ってきております。権限そのものは委譲しますが、既にこのトレーニングといいますか、実践と

してはやってきております。ただし、今回、与那原小学校には加配の事務職員を配置しております。

○西銘純恵委員 学校に従来から配置されている事務職員は仕事が減るということで受けとめたのです。けれども、職員としては残っているから、従来やっていた手当事務とか、そういう情報を拠点校に出せば向こうが計算とかいろいろやってくれるということで一それとは違うのですか。

○山城秀史学校人事課長 事務の共同実施、手当の認定に関しましては、離島の町村が集まって書類を持ち寄って、認定が正しいかどうかを相互にチェックし合うという関係です。与那原小学校だけで全てをチェック、認定するわけではなくて、お互い同士で交換し合ってチェックするという取り組みになります。

○西銘純恵委員 最後に、前回この議案が出たときには、現場の事務職員の皆さんの声も実際に効率的ということで判断してきたということがありますが、先ほど比嘉委員の質疑に対してもデメリットというか、現場からは出ていないと言ったのですが、それは確認できますか。1つでも困難があるとか、何か改善してほしいということを拠点校でもいいし、各学校の事務職員でもいいし、この制度に変えて悪くなったということはありませんか。

○山城秀史学校人事課長 当方にはそういった声は寄せられておりませんが、今後教育事務所などを通して、何か意見があるかなどは吸い上げてみたいと思います。

○西銘純恵委員 本当は、継続して次もやっていくという提案の前に、皆さん自身が実績をきちんと検討して、改善が必要であれば改善するので、また新たにふやしていこうとか、そういう提案にすべきだと思うのですが、実践してこれから検討するというのでは後先が逆ではないかと思うのです。どうですか。教育事務所から来ていないのですか。

○山城秀史学校人事課長 平成24年度にスタートしまして、これまで特に弊害と申しますか、そういった声は上がっておりません。そして、今回同じような権限委譲をやるということで、特段何かハードルがあるとは認識しておりませんが、今後手を挙げる地域がございましたら、その前に検証した上で御提案させていただきたいと思っております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。
狩俣信子委員。

○狩俣信子委員 今回、4村に権限委譲していくということですが、事務職員の数ですけれども、それぞれに事務職員は何名いらっしゃいますか。

○山城秀史学校人事課長 渡嘉敷村は渡嘉敷小中学校も含めまして2名です。座間味村は座間味小中学校、阿嘉小中学校、慶留間小中学校とありますが、事務職員の数3名です。粟国村は粟国小中学校で1名。渡名喜村は渡名喜小中学校で1名。合計、離島4村で7名の事務職員を配置しております。

○狩俣信子委員 要するに、1つの小学校あるいは中学校に1人という体制ですね。

○山城秀史学校人事課長 はい、そのとおりです。

○狩俣信子委員 私が心配していることは、1人しかいない事務職員にそういう権限移譲をされたときに、負担感はないのかということがまず1点です。先ほどから聞いていると、連携しながらやるからという話はあるのですが、1人しかいない事務職員の中で負担感とか大丈夫ですか。

○山城秀史学校人事課長 例えば、扶養手当とか住居手当とか、それぞれの地域の実態に応じて調書などを集めて、それを今まで教育事務所に送ったり、要するに認定に必要な書類の取りまとめなどは行っておりました。ただし、1校で1人しかいない、あるいは新採用が配置されるという状況もありまして、お互い同士共同で寄り集まって、勉強会をしながら進めたほうがより確実だろうということで進んでおまして、負担感というよりはこの取り組みのほうが相互の連携がとれていいということで、おおむね好評だと思っております。

○狩俣信子委員 これをやるに当たって、皆さんが利点として考えている部分もありますよね。それは何ですか。

○山城秀史学校人事課長 これはお配りしました権限委譲のイメージの効果にも書いてございますけれども、1人体制だとなかなかチェックが不十分、不安

があるところを、相互に点検することで適性で効率的な事務処理が行われるということ。それから、お互い同士集まって事務を実施するというので、知識、情報の共有化であるとか、それから研修も実施いたしますので、資質の向上、あるいは一番精神的な部分で大きいのではないかと思いますのが、不安感や負担感をお互い同士で共有するというかシェアするというか、そういった精神的な面での安心感もメリットと考えております。

○狩俣信子委員 1人しかいない事務職員ですよ。だから、これを上回る負担的な心配とかいろいろなことがあって、それを上回る大きなメリットがあるのかと思ったのですけれども、大してないのですか。

○山城秀史学校人事課長 この事務の共同実施をしております、お互い同士で事務処理をし合うということで、まず認定事務ですので、支払いについてスムーズに行えるということ、これは教職員に対するメリットかと考えます。それから、この実務を経験することで、事務職員の事務処理の向上あるいはスキルアップにつながるのではないかと考えております。それから、権限が委譲されるということで、積極的にこの事務に取り組むという意欲向上についても効果といいますか、プラス面があるのではないかと考えております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第37号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第38号議案沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、教育長の説明を求めます。

諸見里明教育長。

○諸見里明教育長 次に、資料の4ページをお開きください。

乙第38号議案沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本議案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、社会教育法の一部改正が行われ、

社会教育委員の委嘱の基準を条例で定める必要があることから、条例を改正するものであります。

なお、条例の施行期日は平成26年4月1日からとしております。

以上が概要説明でございます。

よろしく御審査のほど、お願いいたします。

○**呉屋宏委員長** 教育長の説明は終わりました。

これより、乙第38号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

西銘純恵委員。

○**西銘純恵委員** 簡潔にお尋ねします。条例に定めるのが委嘱の基準ということで、平成26年第2回沖縄県議会（定例会）議案（その3）の101ページを見ているのですが、これは第3条として加えて、県条例に定めるということでいいのでしょうか。先ほどの説明ではよくわからないので。

○**蔵根美智子生涯学習振興課長** 第3条に新設することになります。

○**西銘純恵委員** そうしますと、この条例の一部改正は、第1条中にも委嘱の基準という文言が入りましたけれども、条文が1つふえて、第3条としてそれが入ったと。この委嘱の基準は法に定めた文言と一緒にですか。違いますか。

○**蔵根美智子生涯学習振興課長** 文部科学省の基準を参酌しております。

○**西銘純恵委員** 第3条について参酌をして、法律に載っていた文言がそっくり入ったのか。県が参酌して変えた部分がありますか。

○**蔵根美智子生涯学習振興課長** 沖縄県社会教育委員の設置等に関する条例の一部改正に伴う有識者会議を開催し、検討した結果を踏まえて、文部科学省の基準を参酌することが適切ということで判断しております。

○**西銘純恵委員** 結局、この第3条に基づく基準というものは、規則とか何かで入ってくるものなのかと思うのですが、その第3条の文言そのものは、

もともと法律にあったものと同じかどうかだけお尋ねします。

○蔵根美智子生涯学習振興課長 そのとおりです。

○西銘純恵委員 そうしますと、従来、法律に基づいてやっていたことをいわゆる地方分権一括法で県条例に移されたと理解するのですけれども、委員は何名でやるということが別の規則とかで出てくるわけでしょう。その人数とかがこの条例案では見えないのですが、変更を考えていますか。従来の基準に基づいた人数に変更はないでしょうか。何名でしょうか。

○蔵根美智子生涯学習振興課長 人数に関しては変更はございません。基準は15名以内ではありますが、現在13名の委員を選考しております。

○呉屋宏委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○呉屋宏委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第38号議案に対する質疑を終結いたします。

以上で、教育委員会関係の議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆様、大変お疲れさまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員退席。また、説明員退席後、予算特別委員長から依頼のあった「本委員会の所管事務に係る予算事項の調査について」の審査日程についてを議題に追加することについて協議を行い、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○呉屋宏委員長 再開いたします。

予算特別委員長から依頼のありました「本委員会の所管事務に係る予算事項の調査について」の審査日程については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
審査日程についてを議題といたします。
休憩いたします。

(休憩中に、審査日程について協議した結果、別紙審査日程案のとおり
行うことで意見の一致を見た。)

- 呉屋宏委員長 再開いたします。
お諮りいたします。
審査日程につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 呉屋宏委員長 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
以上で、本日の議題は全て終了いたしました。
次回は、3月13日 木曜日 午前10時から委員会を開きます。
委員の皆さん大変御苦労さまでした。
本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 呉 屋 宏